

埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）



平成26年7月

埼玉県教育委員会

はじめに

読書は、豊かな感性や考える力を育み、子供の成長に大きな役割を果たします。子供たちは、読書を通じて、言葉の使い方を学び、人を思いやる気持ちを育て、思考力を高めることにより、人生をより良く生きていくための力を培っていきます。

こうした読書の意義を踏まえ、本県では、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」、平成21年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」(第二次)を策定し、子供の読書活動の推進のため、家庭、地域、学校が一体となった取組を進めてきたところです。

第二次計画の計画期間の最終年度である平成25年度は、これまでの成果を踏まえるとともに、国の第三次基本計画が平成25年5月に策定されたことを受け、読書活動の更なる推進を図るため、「埼玉県子供読書活動推進会議」を中心に第三次計画の改定作業を進めてまいりました。

この度、「埼玉県子供読書活動推進計画」(第三次)がまとまりましたので、今後はこの計画に沿って、県内の子供読書活動がより一層活発になるよう、積極的に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、「埼玉県子供読書活動推進会議」の委員の皆様には精力的な御討議と貴重な御提言を頂きましたことに深く感謝申し上げます。

平成26年7月

埼玉県子供読書活動推進計画（第三次） 目次

はじめに

第1章 第三次計画策定の趣旨	1
1 策定の目的	1
2 計画の性格	1
(1) 本県の子供の読書活動に関する計画	1
(2) 「第2期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえた実施計画	1
3 計画の期間と対象	2
4 第二次計画期間における取組と現状及び課題	2
(1) 第二次計画期間における取組と現状	2
(2) 第二次計画期間における課題	7
5 基本の方針	9
(1) 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実	9
(2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進	9
(3) 子供が読書に親しむための推進体制の整備	9
第2章 子供の読書活動推進のための具体的な方策	10
1 家庭における子供の読書活動の推進	10
2 地域における子供の読書活動の推進	11
(1) 公立図書館における推進	12
(2) 児童館における推進	13
(3) 民間団体への支援	13
3 学校等における子供の読書活動の推進	14
(1) 幼稚園や保育所などにおける推進	14
(2) 小学校・中学校・高等学校における推進	15
(3) 障害のある子供の読書活動の推進	16
(4) 家庭、地域との連携・協力による推進	16
4 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進	17
(1) 「子ども読書の日」などの啓発・広報	17
(2) 優良な図書の普及	18
5 子供が読書に親しむための推進体制の整備	18
(1) 県の推進体制の整備	19
(2) 市町村の推進体制の整備	19

資 料.....	21
1 埼玉県子供読書活動推進計画施策体系表	21
2 県内市町村における「子ども読書活動推進計画」策定状況	23
3 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号） ..	24
4 関係法律・計画等一覧	27
5 埼玉県子供読書活動推進会議設置要綱	28
6 平成25年度 埼玉県子供読書活動推進会議委員名簿	30

第1章 第三次計画策定の趣旨

1 策定の目的

本県では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)の制定と国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(平成14年8月)の策定を受け、平成16年3月に「埼玉県子ども読書活動推進計画」を、平成21年3月には同第二次計画を策定し、子供が読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実に努めてきました。

その結果、県内公立図書館の児童書貸出冊数が1,300万冊を超え、県内公立小・中学校の90%以上で学校図書館全体計画が策定され、また全校一斉の読書活動が実施されるなどの成果が見られる一方、県内市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率が50%台にとどまっているなどの課題も挙がっています。

第二次計画策定後には、「国民読書年」の取組(平成22年)や、言語活動の充実を図る新しい学習指導要領の全面実施(平成23年度以降)、社会の変化に対応する図書館運営の方向を示す国の「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改定(平成24年12月)など子供の読書環境に関わる動きがあり、平成25年5月には国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(第三次計画)が策定されています。

また、近年の携帯情報端末などの情報通信機器やインターネットなどのデジタル情報メディアの急速な普及・発達は、子供の生活習慣と取り巻く読書環境に大きな影響を与えています。

こうした状況を踏まえて、本県の子供の読書活動の更なる推進を図り、子供たちが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、次の5年間の方針をまとめた「埼玉県子供読書活動推進計画」(第三次)を策定しました。

2 計画の性格

(1) 本県の子供の読書活動に関する計画

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条に基づき、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第三次)」(平成25年5月)を基本とするとともに、本県における子供の読書活動の推進の状況等を踏まえ、本県の子供読書活動の推進を図る計画です。

なお、市町村においては、同法第9条第2項により国の計画及び本計画を基本とするとともに、地域の実情を踏まえ、市町村における子供読書活動の推進に関する計画の策定に努めることとされています。

(2) 「第2期埼玉県教育振興基本計画」を踏まえた実施計画

本県の教育振興基本計画である「第2期埼玉県教育振興基本計画―生きる力と絆の埼玉教育プランナー」(平成26年度～平成30年度)を踏まえた、子供の読書活動の推進に関する実施計画です。

3 計画の期間と対象

本計画の期間は、平成26年度から平成30年度までのおおむね5年間とし、必要に応じて見直しを行います。本計画における「子供」とは、おおむね18歳以下の者をいいます。

4 第二次計画期間における取組と現状及び課題

平成21年3月の第二次計画策定以降、本県では家庭、地域、学校において、子供の読書活動を推進するための様々な取組が行われました。

この項では、第二次計画で示された「基本的方針」の4項目に沿って、主な取組と現状を整理するとともに、そこから明らかになった課題を、5項目（家庭、地域、学校等、啓発・広報、推進体制）に整理することとします。

(1) 第二次計画期間における取組と現状

ア 家庭、地域、学校での子供が読書に親しむ機会の提供と充実

【家庭における推進】

- ・市町村が実施する家庭教育学級や子育て講座などに、県が「埼玉県家庭教育アドバイザー」を派遣し、読書の重要性について保護者への啓発を行いました。
- ・乳幼児と本を結び付けるきっかけとなる「ブックスタート¹」などの取組も、多くの市町村において、図書館と福祉部門、ボランティアなどとの連携の下、実施されています。

●「ブックスタート」等取組市町村実施率²



(県立久喜図書館・生涯学習文化財課調べ)

【地域における推進】

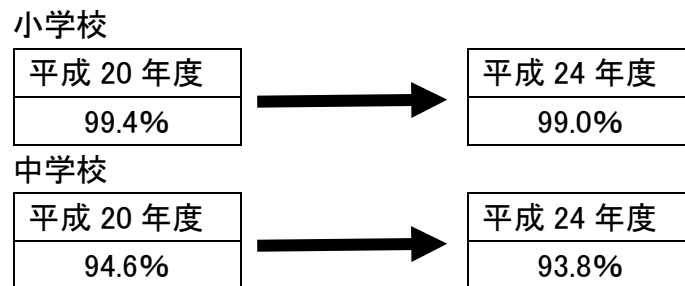
- ・県立図書館では、公立図書館職員を対象とした研修事業を行うほか、「子ども読書支援センター³」において、県民や学校、各種図書館、ボランティアなどを対象にした相談業務、研修事業や関係団体に対するボランティア指導者の派遣などの支援を行いました。
- ・児童館においては、関係職員の研修やボランティアによる絵本の読み聞かせを行うなど、本に親しむ環境づくりが進められました。

¹ 0歳児健診などで、乳幼児への読み聞かせの方法や意義を説明しながら保護者に絵本などを手渡す取組。
² この数値には、絵本の提供のみを実施する市町村数や、健診会場での読み聞かせや絵本の紹介など、絵本の提供を伴わない取組のみを実施する市町村数を含んでいる。
³ 平成17年度に県立久喜図書館に設置。子供読書に関する各種資料や豊富な児童書を揃え、子供読書活動に関する支援事業を実施している。

【学校における推進】

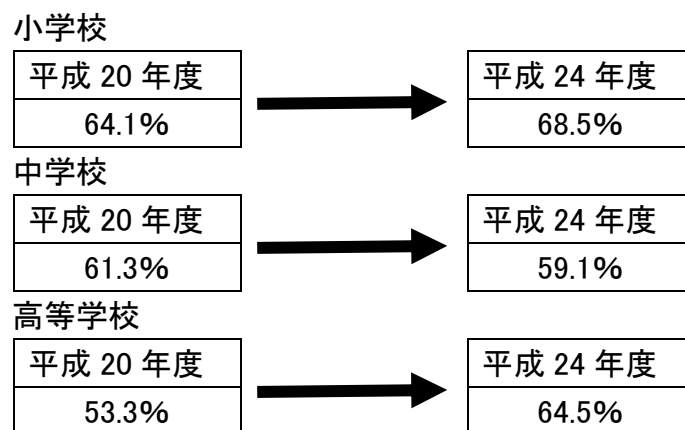
- ・ 90%以上の公立小・中学校で学校図書館全体計画⁴が策定されており、90%以上の公立小・中学校で全校一斉の読書活動が実施されています。また、半数以上の公立学校で学校図書館に必読書・推薦図書コーナーを設置するなど、児童生徒に読書習慣を身に付けさせる取組が行われています。教職員などに対しては県立総合教育センターを中心に子供の読書活動推進に関する研修が行われています。

●全校一斉の読書活動の県内実施率



(文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

●必読書・推薦図書コーナーを設置している県内公立学校



(文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

【図書館、学校、民間団体などの連携・協力】

- ・ 県内で子供の読書活動の推進に携わっている団体・個人の相互交流とスキルアップを目的として、「子ども読書活動交流集会」が毎年開催されています。

イ 子供の読書活動を推進するための環境の整備・充実

【公立図書館の整備・充実】

- ・ 県内公立図書館における児童書の貸出冊数は、第二次計画で設定した目標値の1,300万冊を超えています。

⁴ 「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実する」(学習指導要領)のために学校単位で作成される学校図書館を活用した教育の全体指導計画。

●公立図書館における児童書の貸出冊数



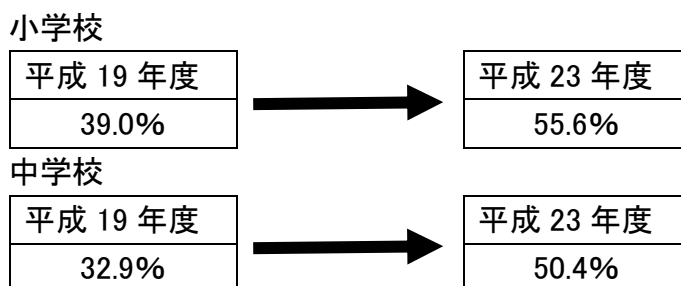
(埼玉県図書館協会調べ)

- ・障害のある子供のためには、県立図書館において、点訳・音訳図書や布絵本の製作が行われ、特別支援学校などへの貸出が行われています。また、公立図書館において障害者サービスを担当する職員を対象とした研修も実施されています。

【学校図書館の整備・充実】

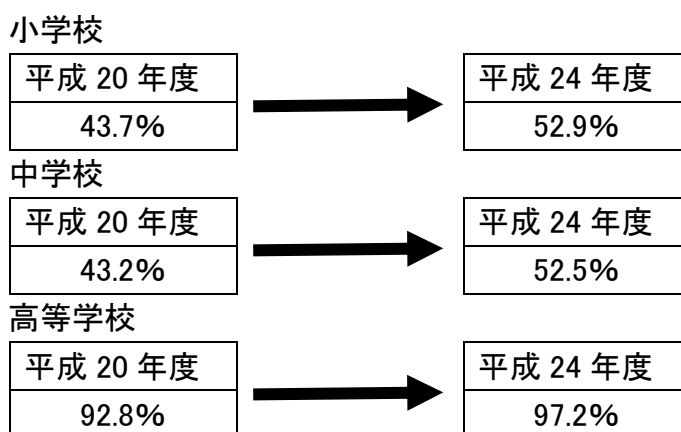
- ・学校図書館の物的整備・充実については、国により公立義務教育諸学校の図書整備の目標値として設定された「学校図書館図書標準⁵⁾」の達成率が50%台にとどまっています。また、学校図書館へのコンピュータ導入による蔵書データベース化も徐々に進んでいるものの、小・中学校では50%台にとどまっています。

●学校図書館図書標準の県内達成率



(文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

●公立学校の蔵書のデータベース化の県内実施率

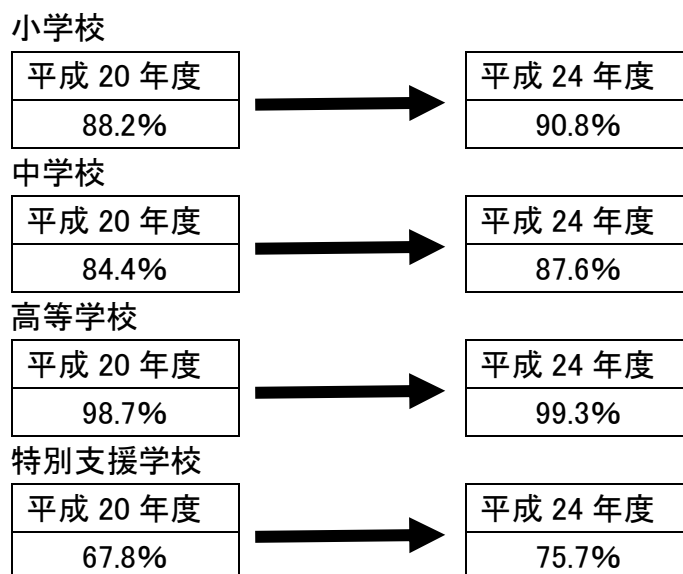


(文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

⁵⁾ 平成5年度に文部省(当時)が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として設定したもの。学級数を基準に蔵書冊数の目標値を定めている。

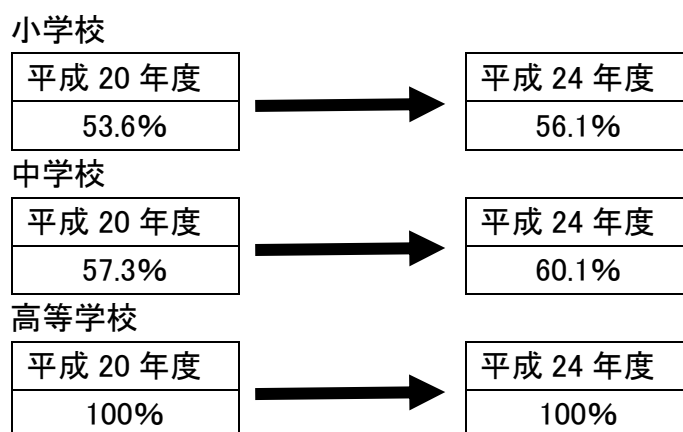
- ・学校図書館の人的整備・充実については、司書教諭⁶の発令率が12学級以上の公立学校（小・中・高等学校、特別支援学校）ではほぼ100%となり、12学級未満を含めた全体の発令率も小学校、高等学校では90%を超えています。学校図書館担当職員の配置率は高等学校では100%であり、小・中学校でも配置率が上昇しています。ボランティアの協力を得ている学校も増加し、小学校では90%以上の学校が協力を得て、読み聞かせなどの活動を実施しています。

●司書教諭の発令率(12学級未満を含めた県内公立学校全体)



(文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

●学校図書館担当職員の配置率(県内公立学校)



(文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

⁶ 「学校図書館法」により、12学級以上の学校には司書教諭を必ず置かなければならないこととされている。司書教諭は、各学校の司書教諭有資格の教諭の中から発令される。

● ボランティアの協力を得ている県内公立学校

小学校



中学校

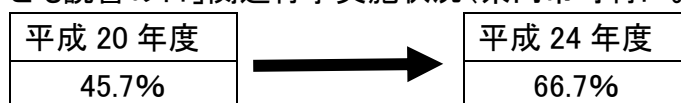


(文部科学省:学校図書館の現状に関する調査)

ウ 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

- ・ 4月23日の「子ども読書の日⁷」を中心とした啓発・広報として、県内公立図書館や児童館、学校などでは「子ども読書の日記念」と冠した資料展示やおはなし会などの行事が行われています。また、県では、毎年11月1日の「彩の国教育の日⁸」に合わせて、本とのふれあいに熱心に取り組んでいる学校や団体を表彰するとともに、その取組の周知を図っています。

● 「子ども読書の日」関連行事実施状況(県内市町村における実施率)



(文部科学省:「子ども読書の日」に関する取組状況調査)

- ・ 優良な図書の普及のため、県では、県民や出版社などが推薦する図書の中から「埼玉県推奨図書」を選定し、チラシやリスト、ホームページなどを活用して普及・啓発を図りました。また、県の「子ども読書支援センター」では、司書が推薦する児童書のリストを作成し、ホームページで紹介しています。

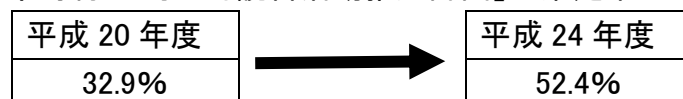
エ 子供が読書に親しむための推進体制の整備

- ・ 県の推進体制の整備として、毎年度2回、「子ども読書活動推進会議」を開催し、推進計画の実施状況、達成状況についての評価・検討を実施しました。
- ・ 市町村の推進体制の整備については、市町村主管課長会議などにおいて「子ども読書活動推進計画」策定の働き掛けを実施し、第二次計画で設定した策定率の目標値50%を達成しました。

⁷ 「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高めるため定められた。

⁸ 本県では、平成15年1月に彩の国教育の日を制定し(11月1日から7日までを彩の国教育週間)、家庭、学校及び地域社会の連携の下に、県民全体で教育に関する取組を推進している。

●県内市町村の「子ども読書活動推進計画」の策定率



(文部科学省:「子ども読書活動推進計画」策定状況調査)

(2) 第二次計画期間における課題

ア 家庭における課題

- ・「埼玉県家庭教育アドバイザー」による保護者への啓発活動を増やしていく必要があります。また、アドバイザーの研修においても子供読書関係の研修内容の充実を図る必要があります。
- ・福祉関係機関と連携したブックスタート事業や公立図書館における乳幼児向け事業を充実するため、市町村に対する働き掛けや公立図書館職員の研修を継続する必要があります。

イ 地域における課題

- ・県内では59市町村で図書館が設置されており、児童書の貸出が1,300万冊を超えるなど、図書館サービスは一定の水準にありますが、引き続き「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」を踏まえ、子供の読書活動を推進するための運営を働き掛ける必要があります。特に公立図書館においては司書の確保を図るとともに、子供読書活動の推進に必要な資質・能力の維持と更なる向上のため、継続的・計画的な研修を実施する必要があります。
- ・図書館未設置の4町に図書館設置を促すとともに、4町において子供の読書活動を推進する役割を担っている公民館図書室などに対して資料面や運営研修などできめ細かな支援を継続する必要があります。
- ・県の「子ども読書支援センター」においては、事業のPR方法の工夫やボランティアの研修の在り方などが課題となっています。
- ・児童館においては、本に親しむ環境づくりを進め、活動の活性化を図るため、公立図書館や保護者・地域ボランティアとの連携を充実する必要があります。

ウ 学校等における課題

- ・子供の読書活動状況を示すデータとして、学校の授業時間以外に普段（月曜日から金曜日）まったく読書をしない児童・生徒の割合が、本県では小学校6年生21.0%、中学校3年生30.8%という調査結果があります。(文部科学省 平成25年度全国学力・学習状況調査)
引き続き、全校一斉の読書活動や必読書・推薦図書を定めるなど児童生徒が様々な図書に触れる機会を確保し、子供の読書活動の推進に関わる取組を継続する必要があります。
- ・学校図書館の整備・充実については、国により公立義務教育諸学校の図書整備の目標値として設定された「学校図書館図書標準」の達成率が、小学校55.6%、中学校50.4%(平成23年度末)であり、一層の促進が必要です。

- ・学校図書館の情報化（コンピュータの導入と蔵書情報のデータベース化）は、自校内での図書利用の利便性を高めるほか、他校の学校図書館や公立図書館との連携を進める上で重要であり、引き続き整備を進める必要があります。
- ・学校図書館の運営について中心的な役割を担う司書教諭の配置を引き続き進めるとともに、十分な役割を果たせるよう、校内での協力体制の確立が求められています。学校図書館において実際に児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の配置についても一層の促進が必要です。
また、公立図書館や地域のボランティアとの連携も一層推進する必要があります。
- ・特別支援学校などの図書館においては、障害のある児童生徒のための諸条件の整備・充実について、図書の入替えなど、管理と整理の徹底が課題になっています。

エ 啓発・広報に関する課題

- ・学校及び公立図書館における「子ども読書の日」「彩の国教育の日」関連の行事は増加しています。引き続き「子ども読書の日」「彩の国教育の日」を始めとする子供読書に関する施策や、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発活動を行っていく必要があります。
- ・「彩の国教育の日」に関連した学校や団体の表彰事業においては、より多くの県民や学校関係者にその取組内容をPRできるよう、広報活動の工夫が求められています。
- ・優良な図書の普及については、県が毎年選定する「埼玉県推奨図書」の普及・啓発の強化、各学校における推薦図書の設定、促進及び先駆的な取組事例の周知が求められています。

オ 推進体制に関する課題

- ・県内市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率は50%を超え、第二次計画の数値目標を達成することができましたが全国平均を下回っており、また市の策定率に比較して町村の策定率が低い状況にあります。

参考 市町村の「子ども読書活動推進計画」策定率（平成24年度末）

	全体	市	町村
埼玉県	52.4%	75.0%	13.0%
全国平均	59.8%	76.4%	45.3%

5 基本的方針

本県では、子供たちが自ら読書に親しみ、読書を楽しむ習慣を身に付けていけるよう、国の第三次計画と埼玉県教育振興基本計画、前項でまとめた第二次計画期間の現状と課題を踏まえ、次の3項目を第三次計画の基本的方針として、子供の読書活動の推進を図ります。

【基本的方針】

- (1) 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実
- (2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進
- (3) 子供の読書活動に親しむための推進体制の整備

(1) 家庭、地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

子供が読書習慣を身に付けるためには、家庭、地域、学校において、子供の身近に読書活動に関心を持つような本を整えるとともに、子供の発達段階に応じて、子供の読書のきっかけとなり、その読書活動を広げ、読書体験を深める機会を充実することが重要です。

保護者や子供を取り巻く大人が子供の読書活動の習慣化に向けて積極的な役割を果たしていくように働き掛けるとともに、庁内の関係部局が子供の読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体などと緊密に連携し、相互の協力を図りつつ、子供に読書に親しむ機会を提供するよう努めます。また、公立図書館や学校図書館などが機能を十分発揮できるように、図書資料や設備、人材の充実を促進します。

(2) 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

子供の自主的な読書活動を推進するためには、子供の読書活動の意義や重要性について、子供にとって身近な大人である保護者、教職員、図書館職員、保育士などはもとより、広く県民の理解と関心を深める必要があります。

子供の自主的な読書活動を推進する社会的気運を醸成するため、読書活動の意義・重要性について各種行事や研修会などの機会を捉えて啓発を行うとともに、インターネットなどを活用して子供読書活動に関する広報活動を推進します。

(3) 子供が読書に親しむための推進体制の整備

子供の読書活動を総合的に推進するためには、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子供の自主的な読書活動の推進を図るような体制の整備に努める必要があります。

子供の読書活動に関する施策を総合的、計画的に推進するため、庁内の関係部局の連携・協力はもとより、学校、図書館、民間団体などの関係者による総合的な推進体制を継続するとともに、市町村における推進体制が更に整備されるよう働き掛けます。

第2章 子供の読書活動推進のための具体的な方策

第1章において示した基本的方針に基づき、現状と課題を踏まえて、本章に掲げる施策について取り組みます。

取組を進めるに当たっては、子供たちが自ら読書に親しみ読書習慣を身に付けることが重要であるという観点から、「学校の授業時間以外に普段（月曜日から金曜日）まったく読書をしていない児童・生徒の割合」に注目し、5年後に小学校6年生15%以下、中学校3年生23%以下に減少することを目指して、施策に取り組みます。

1 家庭における子供の読書活動の推進

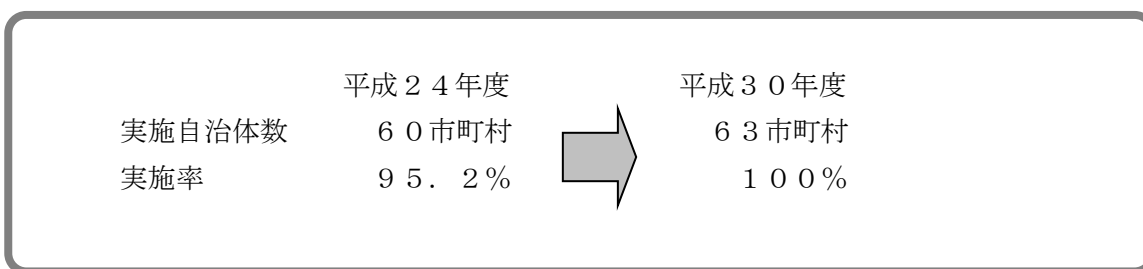
【施策の方向】

子供の読書習慣は日常の生活を通して形成されるものであり、子供にとって最も身近な存在である保護者が、子供の読書活動の習慣化に向けて積極的な役割を果たしていく必要があります。そのため、保護者が具体的な体験を通して子供の読書活動の意義や重要性について理解を進めることができるよう機会の充実を図ります。

子育て講座や定期健康診断などの機会を利用した「ブックスタート」事業など、保護者が読書の重要性や読み聞かせの楽しさなどを理解・体験できる取組について市町村に実施を働き掛けるとともに、「埼玉県家庭教育アドバイザー」の派遣による啓発活動や県「子ども読書支援センター」による相談受付などにより、保護者への働き掛けを実施します。

家庭における読書活動推進の数値目標は、県内市町村の「ブックスタート」など乳幼児を持つ保護者向けの事業の実施率とし、平成30年度には全ての市町村において実施されることを目指します。

■数値目標1■ 「ブックスタート」など乳幼児を持つ保護者向け事業の実施率



(生涯学習文化財課・久喜図書館による調査)

【主な取組】

- 乳幼児が読書に親しむきっかけとなる取組の推進

「ブックスタート」事業や図書館における赤ちゃんタイム、乳幼児向けおはなし会など、乳幼児が読書に親しむきっかけとなる取組の実施について市町村に対して働き掛けます。(生涯学習文化財課)

- 「埼玉県家庭教育アドバイザー」による啓発活動の充実

家庭教育学級や子育て講座に指導者として派遣する「埼玉県家庭教育アドバイザー」による保護者に対する啓発活動を充実するため、読書や読み聞かせに関する研修を行います。(家庭地域連携課)

○県「子ども読書支援センター」による保護者への支援

保護者からの子供読書活動に関する相談に応えるとともに、おはなし会などの行事の実施や乳幼児向け絵本リストの作成・配布などにより、保護者による子供の読書活動を支援します。(県立図書館)

2 地域における子供の読書活動の推進

【施策の方向】

地域においては、子供が読書活動をより身近に感じられる環境を整備していくことが必要です。

公立図書館については、管理運営形態にかかわらず「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成24年12月改定)を踏まえて、図書館資料、施設などの整備充実と子供読書活動を担う児童サービス担当司書などの専門的職員の配置・研修により、地域における子供読書活動推進の中心となる読書支援センターとして運営されることが求められています。

指定管理者など、管理運営を他のものに行わせる場合なども、サービスの維持・向上、専門的職員の配置・研修が行われるよう設置者は努める必要があります。

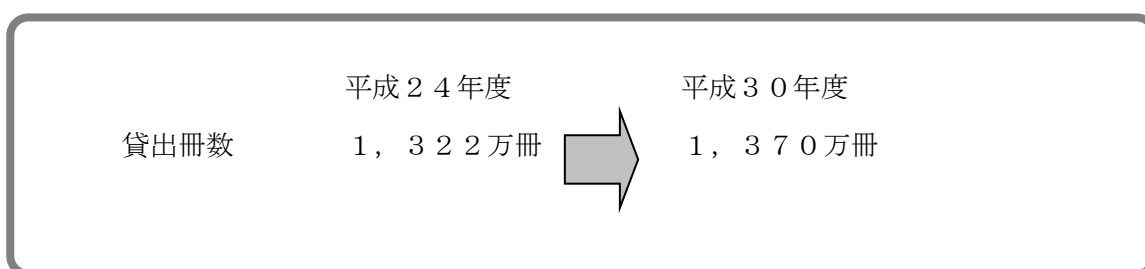
県立図書館は、「子ども読書支援センター」におけるボランティアなどへの相談業務や研修、市町村立図書館職員の研修、児童書の網羅的収集などの取組を通して、市町村立図書館の運営への協力や未設置町の公民館図書室への支援を行い、地域における子供読書活動を支援します。

また、児童館が地域の子供にとって一層身近な読書施設となるよう、市町村に対して働きかけます。

県内の各地域において活動するボランティア団体などの民間団体に対しては、自主的な活動を支援する取組を進めます。

地域における読書活動推進の数値目標は、県内公立図書館における児童書の貸出冊数とし、平成30年度には1,370万冊を目指します。

■数値目標2■ 県内公立図書館における児童書の貸出冊数



(埼玉県図書館協会による調査)

(1) 公立図書館における推進

【主な取組】

○県立図書館による市町村立図書館の支援

市町村立図書館の求めに応じて、図書館サービスや運営に関する助言を行うとともに、「埼玉県内公共図書館等横断検索システム⁹」の機能充実や効率的な資料搬送網の維持・整備などにより、県全体の子供の読書活動推進に関する図書館サービスの向上に努めます。(県立図書館)

○市町村立図書館職員の研修の実施

県立図書館は、埼玉県図書館協会と協力し、市町村立図書館の児童サービス担当職員に対する経験や勤務年数などに応じた入門から専門講座まできめ細かい研修を実施することにより、県内図書館全体の職員の資質の向上を図ります。(県立図書館)

○図書館未設置町の公民館図書室への連携・支援

図書館未設置町において、子供の読書活動を推進する役割を担う公民館図書室には、資料の搬送や協力レファレンス¹⁰などによる支援を行うとともに、サービスや運営に関する助言などを行い、図書館設置に向けた機運の醸成を図ります。(県立図書館)

○児童書の網羅的収集

子供読書活動関係者、関係機関が活動の参考にできるように、幼児・児童向け図書の網羅的収集に努めます。また、子供の読書に関する調査・研究用資料の収集、海外の各種優良図書賞などを受賞した外国語資料及び青少年図書の収集に努めます。(県立図書館)

○子供読書活動に関わる調査相談と情報提供の実施

「子ども読書支援センター」において、保護者、ボランティア、学校関係者、行政関係者など、広く県民からの子供読書活動に関する相談に応えるとともに、子供読書活動に関する情報を収集し、ホームページなどにより提供します。(県立図書館)

○子供読書活動に携わる関係者への研修支援

「おはなしボランティア指導者」養成により、学校や地域で開催される研修会に派遣するほか、広く県民向けの研修会の実施などの取組を通して、県内における子供読書活動を支援します。(県立図書館)

○県内各種図書館の交流・連携の推進

「図書館と県民のつどい埼玉」の開催などにより、公立図書館や大学・学校図書館

⁹ インターネットで県立図書館、県内 58 市町の公立図書館などと 7 機関 2 大学図書館(平成 25 年度末現在)の蔵書を一度に検索できるシステム。

¹⁰ 市町村立図書館などで利用者から寄せられた調査依頼や問い合わせについて対応できない場合に、県立図書館が代わって調査し、市町村立図書館などに資料や情報源などを提示するサービス。

の定期的な交流と連携を進めます。(県立図書館)

○障害のある子供のための読書環境の整備・充実

点訳絵本・図書・雑誌、デージー図書¹¹、布絵本、さわる絵本、拡大図書などの収集・整備を図るとともに、市町村立図書館の担当職員を対象にした研修の実施や、障害のある子供に対するサービスについて情報の収集や提供を行います。(県立図書館)

○学校図書館への支援

司書教諭や学校図書館担当職員からの運営上の相談に応ずるとともに、県政出前講座などにより研修を支援します。また、学校図書館向け調べ学習用図書の貸出やリストの作成・配布などにより学校図書館への支援を行います。そのほか県立学校図書館への資料の貸出やレファレンスも行います。(県立図書館)

(2) 児童館における推進

【主な取組】

○児童館における読書環境の整備

児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした施設で、図書室の設置が義務付けられています。児童館職員による読書推進活動を進めるとともに、公立図書館との連携や読み聞かせなどの活動をする地域のボランティアなどとの連携により、子供が気軽に読書に親しむことができる体制が一層充実するように、市町村へ働き掛けます。(少子政策課)

(3) 民間団体への支援

【主な取組】

○民間団体の支援と交流の促進

読書活動を推進する民間団体の自主的活動を支援するため、子供の読書活動を支援する活動に財政的な援助を行う「子どもゆめ基金¹²」事業や子供読書活動に関連する様々な情報を、子供の読書に関する総合的なホームページ「埼玉県子ども読書情報室」や「子ども読書支援センター」(県立図書館)のホームページなどを使って発信し、周知を図ります。また、民間団体の情報交換・交流を促進するため、「こども読書活動交流集会」を開催します。(生涯学習文化財課・県立図書館)

¹¹ DAISY: Digital Accessible Information System「アクセシブルな情報システム」の略。デジタル化した音声、テキスト、画像などをCD形態にしたもの。目次情報も含むため、読みたい章や節、ページに容易にたどり着くことができ、視覚障害者(児)向けの音声のみの場合、CD1枚に50時間以上の音声を収録することができる。音声に加えてテキストや画像をシンクロして再生できる、ディスレクシア(読み書き障害)などのLD(学習障害者)、認知・知的障害者(児)、ADHD(注意欠陥多動性障害者)、精神障害者など様々な読書障害者向けのマルチメディアデージー図書も作られている。

¹² 独立行政法人国立青少年教育振興機構により運営される、子供の健全育成の手助けをする基金。子供の読書活動の振興を図る活動への助成が行われている。

3 学校等における子供の読書活動の推進

【施策の方向】

幼稚園・保育所などは、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、乳幼児期に読書の楽しさを知ることができるよう、乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を充実することが期待されています。また、保護者に対して子供の読書活動の意義や重要性について啓発することも求められています。

幼稚園・保育所などに対しては、子育ての目安「3つのめばえ¹³」を踏まえ、幼稚園教員・保育士の研修の充実を図るとともに、求めに応じて様々な学習の機会に講師を派遣し保護者に対する啓発を進めます。

小学校・中学校・高等学校・特別支援学校は、児童生徒が読書習慣を身に付けるために自由に読書を楽しみ、読書の幅を広げていくことができるような環境の整備と適切な支援が求められています。

学習指導要領においても、言語活動の充実を図るなどの観点から、学校図書館を活用した学習活動や発達の段階に応じた体系的な読書指導の推進が求められています。

小学校・中学校・高等学校に対しては、児童生徒の読書習慣の確立と読書指導の充実を図るため、学校図書館の環境整備や司書教諭を中心とした校内体制の充実について働きかけます。特別支援学校においては、児童生徒の状況や特性などを踏まえた読書環境の整備・充実を図ります。

学校等における読書活動推進の数値目標は、学校図書館を活用した授業の計画的実施率とし、平成30年度には、全ての小学校、中学校での実施を目指します。

■数値目標3■ 学校図書館を活用した授業の計画的実施率

	平成24年度		平成30年度
小学校	97.2%	➡	100%
中学校	91.0%		100%

(文部科学省「全国学力・学習状況調査」)

(1) 幼稚園や保育所などにおける推進

【主な取組】

○幼稚園教員、保育士の研修の充実

幼稚園の新規採用教員に対する子供の読書に関する研修を継続するとともに、保育士の研修の充実について市町村に働き掛けを行います。(総合教育センター・少子政策課・家庭地域連携課)

¹³ 小学校入学までに子供たちに身に付けてほしいことを、「生活」「他者との関係」「興味・関心」の視点から、本県が独自に取りまとめたもの。子供の読書については「興味・関心」の中で触れられている。

○講師派遣の実施

幼稚園保育所単位で実施する保護者を対象とした様々な学習の機会に、求めに応じて「埼玉県家庭教育アドバイザー」などの派遣を実施します。(家庭地域連携課)

(2) 小学校・中学校・高等学校における推進

【主な取組】

○学校図書館の充実

小・中学校の学校図書館の充実のため、司書教諭を中心とした組織的な校内運営体制、学校図書館全体計画の策定状況、全校一斉読書活動や読書量目標設定などの取組状況を把握し、学校図書館を活用した指導の充実について継続的に市町村に働き掛けます。(義務教育指導課)

○学校図書館の環境整備の促進

小・中学校の学校図書館の資料の整備・充実(学校図書館図書標準の達成、新聞の配備)、学校図書館施設の環境整備やICTを活用した情報化(蔵書情報のデータベース化等)などによる学校図書館の環境整備の状況を把握し、整備を市町村に働き掛けます。(義務教育指導課)

○司書教諭の確保

司書教諭が12学級以上の全ての小・中学校で発令されるとともに、12学級未満の学校についても発令が進むよう市町村に働き掛けます。(小中学校人事課)

○教職員の研修の実施

小・中学校、県立学校の司書教諭などの教員の研修を実施し、学校図書館を活用した指導の充実を図ります。県立学校の司書についても研修を実施し、資質の向上に努めます。(県立学校人事課・義務教育指導課・高校教育指導課・総合教育センター)

○学校図書館担当職員の配置・資質向上の促進

小・中学校の学校図書館において児童生徒と本をつなぐ役割を果たす学校図書館担当職員の配置や資質の向上の促進を市町村に働き掛けます。(義務教育指導課)

○小・中学校における効果的な取組に関する情報の収集・提供

小・中学校における読書活動の取組に参考となるよう、各学校における効果的な読書活動の取組事例を収集し、「本の広場」(県ホームページ)などでの提供を行います。(義務教育指導課)

○県立学校図書館の整備・充実

県立学校の学校図書館の資料の整備・充実と、県立学校図書館間の連携体制の整備を進めます。(財務課・高校教育指導課)

○県立学校図書館の活用

司書教諭、司書などとの連携により、各教科において学校図書館を活用した学習活動を継続するとともに、生徒の読書に対する関心が高まるような取組の実施に努めます。また、「ビブリオバトル¹⁴」などの新しい取組の検討や実施を進めます。(高校教育指導課)

○私立学校に対する子供読書活動の推進に関する情報の提供

私立学校に対して、各学校における読書活動の取組に参考となるよう、学校図書館や「子ども読書の日」、「埼玉県推奨図書」などの取組について情報提供を行います。(学事課)

(3) 障害のある子供の読書活動の推進

【主な取組】

○県立特別支援学校における読書環境の整備・充実

児童生徒の状況や特性などを踏まえて読書活動推進の取組を深めるとともに、障害の状態に応じた学校図書館の環境と資料の整備・充実を進めます。(財務課・特別支援教育課)

(4) 家庭、地域との連携・協力による推進

【主な取組】

○読書活動推進に関する情報の収集・提供

「学校応援団¹⁵」など地域と連携・協力した効果的なボランティアによる読み聞かせなどの取組について、取組事例を収集し、県ホームページなどでの提供を行います。(家庭地域連携課・義務教育指導課)

○読書活動のボランティアへの支援

読書活動のボランティアが参加可能な研修会を実施するとともに、ボランティア団体が実施する研修会などに、「おはなしボランティア指導者」を講師として派遣します。(県立図書館)

¹⁴ 発表者が、お薦めの本について一定の持ち時間でプレゼンテーションした後、参加者の多数決で一番読みたくなった本を決定する書評会。

¹⁵ 学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。子供の読書活動に関わる活動として、読み聞かせの実施や学校図書館の環境整備などがある。

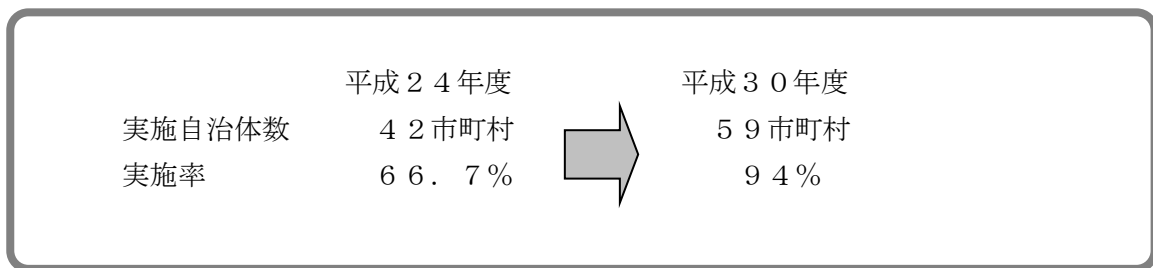
4 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

【施策の方向】

子供の読書活動を推進する社会的気運の醸成を図るため、「子ども読書の日」、「彩の国教育の日」などにおいて、子供の読書活動推進に関する様々な行事や啓発・広報活動を継続するとともに、「埼玉県推奨図書」などの情報を、各家庭などに浸透できるよう、情報発信を引き続き進めます。

読書活動に関する啓発・広報の推進の数値目標は、県内市町村における「子ども読書の日」関連行事の実施率とし、平成30年度には59以上の市町村（94%）において実施されることを目指します。

■数値目標4■ 「子ども読書の日」関連行事の県内市町村実施率



（文部科学省 「子ども読書の日」に関する取組予定状況調査）

（1）「子ども読書の日」などの啓発・広報

【主な取組】

○「子ども読書の日」の啓発・広報

ポスターやリーフレットの配布、子供の読書に関する総合的なホームページ「埼玉県子ども読書情報室」などのホームページの活用などにより、「子ども読書の日」の啓発と、県内で実施される関係事業の広報を行います。（生涯学習文化財課）

○「子ども読書の日」関連行事の実施

「子ども読書の日」に関連して子供の読書活動に関連する資料展示やおはなし会などを実施します。（県立図書館）

○「彩の国教育の日」の啓発・広報

家庭、地域、学校で連携した取組の一層の充実を図るため、「彩の国教育の日」（11月1日）「彩の国教育週間」（11月1日～7日）における子供の読書活動に関する実践事例について、県ホームページなどを活用して啓発・広報を行います。（家庭地域連携課）

○「埼玉・教育ふれあい賞¹⁶」による優秀な取組の表彰

子供読書活動の推進に関して優れた取組を行っている学校や団体に対して、「埼玉・教育ふれあい賞」により表彰し、その取組の奨励を図ります。(家庭地域連携課)

○子供の読書活動の推進についての先進的な取組の紹介・普及

家庭と学校の連携による「親子読書の時間¹⁷」や「家庭読書¹⁸」などの取組や、学校と図書館の連携により子供自身に読書推進活動を体験させる取組¹⁹など、先進的な事例について紹介・普及するため、関係情報を収集し、県ホームページなどにより提供します。(家庭地域連携課・義務教育指導課・生涯学習文化財課)

(2) 優良な図書 の 普及

【主な取組】

○「埼玉県推奨図書」の選定と広報

埼玉県青少年健全育成条例に基づき、「埼玉県推奨図書」を選定するとともに、チラシの配布や県ホームページでの紹介、イベントや図書館、書店などでの展示により、保護者の理解と関心が高まるように普及に努めます。(青少年課)

○優良図書に関する情報の提供

優良図書リストの作成・配布を行うとともに県及び関連団体が推薦・推奨する図書の情報について、「埼玉県子ども読書情報室」や子ども読書支援センター(県立図書館)のホームページを活用して広報し、普及に努めます。(県立図書館)

5 子供が読書に親しむための推進体制の整備

【施策の方向】

県においては、子供の読書活動の施策を総合的、計画的に推進するため、庁内の関係部局の連携・協力のもとより、学校、図書館、民間団体などの関係者による総合的な推進体制を継続する必要があります。

市町村においては、「子ども読書活動推進計画」策定が52.4%(平成25年3月現在)にとどまっていることから、未策定の市町村においては、実情を踏まえて、「子ども読書活動推進計画」の策定を促進する必要があります。

推進体制の整備の数値目標は、県内市町村における「子ども読書活動推進計画」の策定率

¹⁶ 子供たちの豊かな心を育むために、日々の教育活動に熱心に取り組んでいる本県の学校や団体を顕彰する賞。

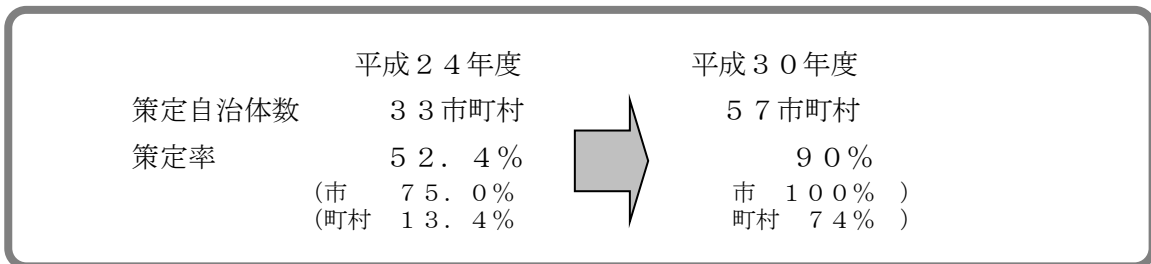
¹⁷ テレビやゲーム機、ネット機器に接する時間を減らして(アウトメディア)、読書の時間を確保しようとする取組。

¹⁸ 「家読(うちどく)ともいわれる。小・中学校で普及している朝読(あさどく)の家庭版として、読書や本を媒介とした家族のコミュニケーションの時間を設けようとするもので、読書の振興とともに「家族の絆づくり」を目的としている。

¹⁹ 代表的な取組に、図書館の仕組みや本を紹介する方法を学ぶことで、友達や家族に読書の楽しさを伝える「子ども司書」を養成し、子供同士の交流などを通じて子供の読書活動の推進につなげようとする「子ども司書制度」がある。

とし、平成30年度には57以上の市町村（90%）において実施されることを目指します。

■数値目標5 ■ 「子ども読書活動推進計画」の県内市町村策定率



(文部科学省 「子ども読書活動推進計画」策定状況調査)

(1) 県の推進体制の整備

【主な取組】

- 「埼玉県子供読書活動推進会議」による計画の進行管理と研究協議

学校、図書館、民間団体、行政などの関係者からなる「埼玉県子供読書活動推進会議」を開催し、推進計画の実施状況や達成状況を検討・評価し、適切な進行管理に努めるとともに、学校、図書館、民間団体などの連携・協力の在り方についての研究協議を進めます。(生涯学習文化財課)

(2) 市町村の推進体制の整備

【主な取組】

- 市町村の「子ども読書活動推進計画」策定の促進

未策定市町村に対して「子ども読書活動推進計画」の策定について働き掛けます。(生涯学習文化財課)

- 市町村の子供の読書活動推進事業に関する情報の収集・提供

市町村における子供の読書活動の推進に参考となるよう、子供の読書活動の推進体制や子供の読書活動推進事業に関する情報を収集し、ホームページ「埼玉県子ども読書情報室」などにより提供を行います。(生涯学習文化財課)

資料

1 埼玉県子供読書活動推進計画施策体系表

【基本的方針1】家庭・地域、学校における子供が読書に親しむ機会の提供と環境の整備・充実

【推進の柱】

【主な取組】

1 家庭における子供の読書活動の推進

- 乳幼児が読書に親しむきっかけとなる取組の推進
- 「埼玉県家庭教育アドバイザー」による啓発活動の充実
- 県「子ども読書支援センター」による保護者への支援

2 地域における子供の読書活動の推進

公立図書館における推進

(※市町村立図書館においても取組が期待される項目)

- 県立図書館による市町村立図書館の支援
- 市町村立図書館職員の研修の実施 ※
- 図書館未設置町の公民館図書室への連携・支援
- 児童書の網羅的収集
- 子供読書活動に関わる調査相談と情報提供の実施 ※
- 子供読書活動に携わる関係者への研修支援 ※
- 県内各種図書館の交流・連携の推進 ※
- 障害のある子供のための読書環境の整備・充実 ※
- 学校図書館への支援 ※

児童館における推進

- 児童館における読書環境の整備

民間団体への支援

- 民間団体の支援と交流の促進

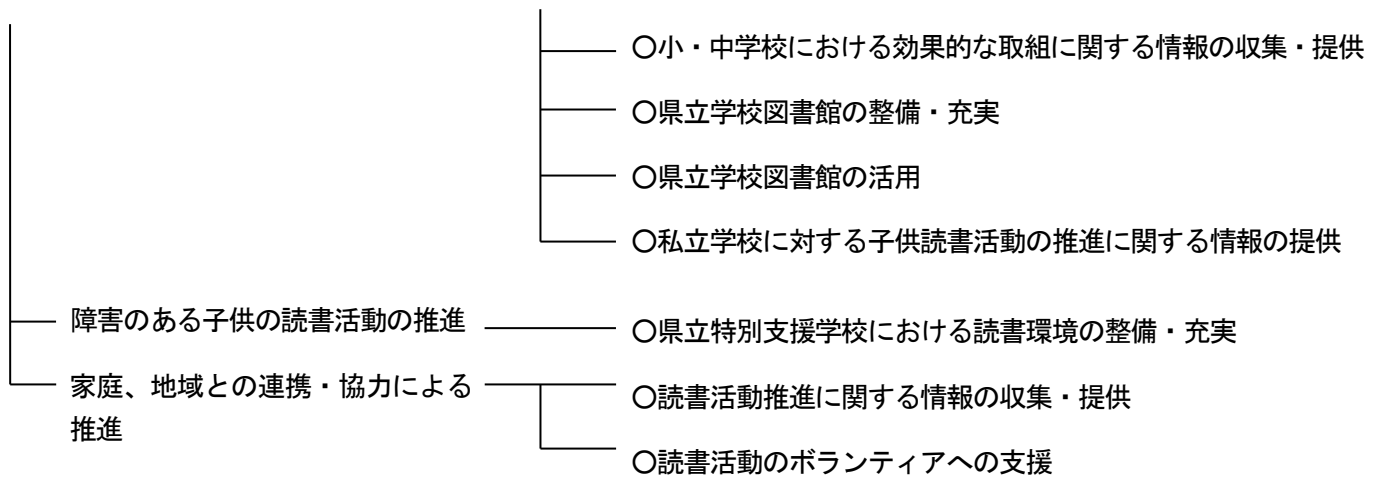
3 学校等における子供の読書活動の推進

幼稚園や保育所などにおける推進

- 幼稚園教員、保育士の研修の充実
- 講師派遣の実施

小学校・中学校・高等学校における推進

- 学校図書館の充実
- 学校図書館の環境整備の促進
- 司書教諭の確保
- 教職員の研修の実施
- 学校図書館担当職員の配置・資質向上の促進

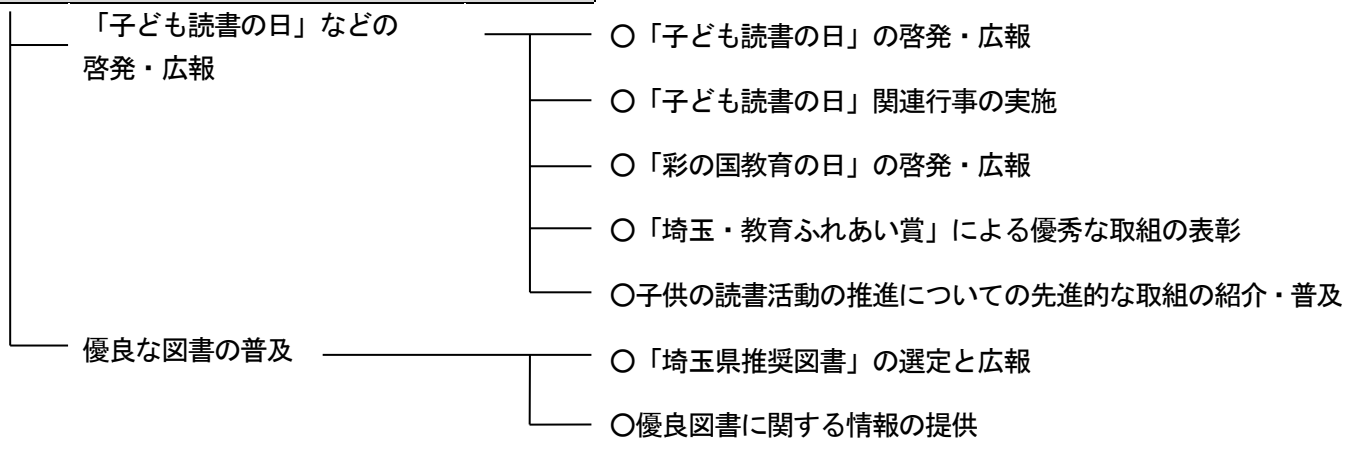


【基本の方針2】子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

【推進の柱】

【主な取組】

4 子供の読書活動に関する啓発・広報の推進

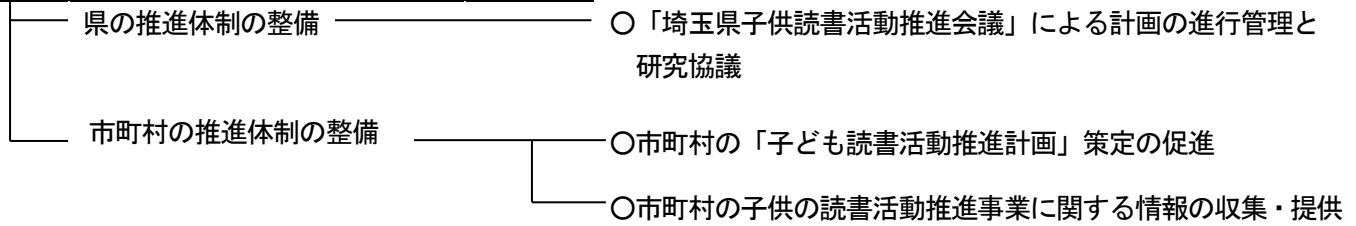


【基本の方針3】子供が読書に親しむための推進体制の整備

【推進の柱】

【主な取組】

5 子供が読書に親しむための推進体制の整備



3 子どもの読書活動の推進に関する法律(平成13年法律第154号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

二 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

三 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

二 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

三 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

四 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

二 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

三 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

一 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

二 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

三 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

四 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重する

こと。

五 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

六 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

4 関係法律・計画等一覧

○ 法律

- ・教育基本法（平成18年12月22日 法律第120号）☆
- ・学校教育法（昭和22年3月31日 法律第26号）☆
- ・文字・活字文化振興法（平成17年7月29日 法律第91号）☆
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）☆
- ・図書館法（昭和25年4月30日 法律第118号）☆
- ・学校図書館法（昭和28年8月8日 法律第185号）☆

○ 基準

- ・図書館の設置及び運営上の望ましい基準
（平成24年12月19日 平成24年文部科学省告示第172号）☆
- ・幼稚園教育要領（平成20年3月28日 平成20年文部科学省告示第174号）☆
- ・小学校学習指導要領（平成20年3月28日 平成20年文部科学省告示第27号）☆
- ・中学校学習指導要領（平成20年3月28日 平成20年文部科学省告示第28号）☆
- ・高等学校学習指導要領（平成21年3月9日 平成21年文部科学省告示第34号）☆
- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領
（平成21年3月9日 平成21年文部科学省告示第36号、第37号）☆
- ・「学校図書館図書標準」の設定について
（平成5年3月29日 文部科学省初等中等局長通知）☆
- ・特別支援学校制度創設に伴う「学校図書館図書標準」の改正について
（平成19年4月2日 文部科学省初等中等局長通知）☆

○ 計画

- ・子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第一次：平成14年8月2日 第二次：
平成20年3月11日 第三次：平成25年5月17日 閣議決定）☆
- ・第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日 閣議決定）☆
- ・埼玉県5か年計画－安心・成長・自立自尊の埼玉へ－（平成24年6月 埼玉県）※
- ・埼玉県青少年健全育成推進プラン（平成24年12月 埼玉県）※
- ・第2期埼玉県教育振興基本計画（平成26年3月 埼玉県・埼玉県教育委員会）※

上記のうち、

☆を付したものは「総務省法令データ提供システム」(<http://law.e-gov.go.jp/>)

★を付したものは「文部科学省ホームページ」(<http://www.mext.go.jp/>)

※を付したものは「埼玉県ホームページ」(<http://pref.saitama.lg.jp>)

などからたどり、それぞれ全文を見ることができます。

5 埼玉県子供読書活動推進会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県における子供読書活動を推進するため、埼玉県子供読書活動推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(協議内容)

第2条 推進会議の行う協議は、次のとおりとする。

- 一 子供読書活動の推進に関すること。
- 二 子供の読書活動推進の広報・啓発に関すること。

(組織及び運営)

第3条 推進会議に委員長、副委員長及び委員を置く。

- 2 委員は別表1に掲げる者をもって充て、埼玉県教育委員会教育長が委嘱する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員の互選により、選出するものとする。
- 4 委員の任期は、委嘱の日から翌年の3月31日とする。
- 5 委員長は、推進会議を招集し、主宰する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(庁内作業部会)

第4条 推進会議に庁内作業部会を置く。

- 2 庁内作業部会は、推進会議の協議事項の原案を作成する。
- 3 庁内作業部会に部会長、副部会長及び委員を置き、別表2に掲げる関係課の職員をもって充てる。
- 4 部会長は会議を招集し、主宰する。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、教育局市町村支援部生涯学習文化財課において処理する。

(その他)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年1月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日から施行する。

別表 1

埼玉県子供読書活動推進会議委員

委員	学 識 経 験 者
委員	作 家
委員	P T A
委員	民間団体（読み聞かせサークル）
委員	市 町 村 教 育 長
委員	市 町 村 立 図 書 館 長
委員	市 町 村 立 児 童 館 長
委員	保 育 園 長
委員	幼 稚 園 長
委員	公 立 小 学 校 長
委員	公 立 中 学 校 長
委員	県 立 高 等 学 校 長
委員	県 立 特 別 支 援 学 校 長
委員	県 立 久 喜 図 書 館 長

委員 14名

別表 2

埼玉県子供読書活動推進会議庁内作業部会

部会長	市 町 村 支 援 部 生 涯 学 習 文 化 財 課 長
副部会長	市 町 村 支 援 部 義 務 教 育 指 導 課 主 席 指 導 主 事
副部会長	市 町 村 支 援 部 生 涯 学 習 文 化 財 課 主 席 社 会 教 育 主 事
委員	総 務 部 学 事 課
委員	県 民 生 活 部 青 少 年 課
委員	福 祉 部 少 子 政 策 課
委員	教 育 総 務 部 教 育 政 策 課
委員	教 育 総 務 部 財 務 課
委員	県 立 学 校 部 高 校 教 育 指 導 課
委員	市 町 村 支 援 部 義 務 教 育 指 導 課
委員	県 立 学 校 部 特 別 支 援 教 育 課
委員	市 町 村 支 援 部 小 中 学 校 人 事 課
委員	市 町 村 支 援 部 家 庭 地 域 連 携 課
委員	県 立 久 喜 図 書 館

部会長、副部会長 2、委員 11名 計 14名

6 平成25年度 埼玉県子供読書活動推進会議委員名簿

【敬称略】

	所 属 等	氏 名
委員長	実践女子大学教授	つか はら ひろし 塚 原 博
副委員長	県立久喜図書館長	わた なべ つとむ 渡 邊 勤
委員	作家（翻訳家）	もり うち すみこ 森 内 寿美子
委員	埼玉県PTA連合会 家庭教育副委員長	きく ま すみこ 菊 間 寿美子
委員	「はすっ子読書連絡会」代表	いし だ とし こ 石 田 淑 子
委員	熊谷市教育委員会教育長	の はら あきら 野 原 晃
委員	上尾市図書館長	しま だ かず のり 嶋 田 一 徳
委員	上尾市児童館こどもの城館長	な とり たかし 名 取 孝
委員	所沢市第二なかよし保育園園長	きた の さだ と 喜多濃 定人
委員	小鹿野町立小鹿野幼稚園長	いし だ かず み 石 田 加津美
委員	所沢市立所沢小学校長	おお いそ ひろし 大 磯 宏
委員	小川町立西中学校長	よし だ しん 吉 田 晋
委員	県立和光高等学校長	うち だ かず お 内 田 一 雄
委員	県立久喜特別支援学校長	し みず こう こ 清 水 幸 子

委員14名



埼玉県のマスコットコバトン

埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）

平成26年7月

埼玉県教育委員会

さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-824-2111（代表）